令和2年第2回霧島市農業委員会定例総会	
日時	令和2年2月28日(金) 午後1時40分
出席委員	1番 今吉 耕己 2番 今川 芳信 3番 二月田 努 4番 間世田 惠
(19名)	5番 西代 秀子 6番 岡村 勝敏 7番 中村 優志 8番 松下 さえ子
	10番 中園 真一 11番 長﨑 惠里子 13番 今吉 藤雄 14番 笹峯 久雄
	15番 大山 茂美 16番 今村 浩一 17番 東鶴 昭雄 18番 常盤 信一
	19番 槐島 睦夫
欠席委員	9番 山之内 悟 12番 田代 一友
(2名)	
事務局	事務局長 内田 大作 グループ長 冨久 亮二 サブリーダー 福田 智和
振興農地グル	主 査 有村 真一 主 査 山下 良太 主任主事 長友 藍子
ープ	主任主事 水迫 時巳
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」
	1 「農用地利用集積計画(利用権設定・所有権移転)(案)の意見決定」について
	2 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について
	3 「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出の意見決定」について
	4 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について
	5 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

開会 13時40分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長 (会長)	それではさっそく第2回霧島市農業委員会総会を開催いたします。本日の出席農業委員は、9番
	委員と12番委員より欠席届が提出されていますので17名となります。よって本会は、農業委員
	会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立しております。本
	日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりとなっております。議事に入る前
	に議案の修正等ありましたら報告をお願いします。事務局。
事務局	[事務局より議案の修正等を報告]
議長 (会長)	次に本日の議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員を議長から指名させていた
	だくことでご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長 (会長)	ご 異議なしの声がございましたので、議事録署名委員は10番委員と11番委員の両名を指名い
	たします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	[会長が出席した会議等について報告]
議長 (会長)	事務局報告が終わりました。それではさっそく議事に入ります。

△ 議案第1号 「農用地利用集積計画(利用権設定・所有権移転)の意見決定」について

議長 (会長)	議案第1号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強
	化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。今
	月は所有権移転3件、利用権設定63件、中間管理権の設定9件の合計75件について、市長より
	意見を求められております。また、農地法第18条6項の解約通知が24件提出されております。
	これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されておりますので、一括して事務局
	よりその報告を求めます。事務局。
事務局	はい、議案第1号農業経営基盤強化促進法第18条第1項農用地利用集積計画の意見決定につ
	きまして報告いたします。農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転3件、筆

	数5筆、面積10,480㎡、利用権設定63件、筆数92筆、面積161,946㎡、中間管理
	権の設定9件、筆数14筆、面積34,874㎡につきまして、現地調査及び協議された結果、全
	件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているため、妥当と判断されましたの
	で報告いたします。以上です。
議長(会長)	事務局の報告が終わりました。ただ今の報告について、ご意見・ご質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長(会長)	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。ただ今の報告では、全件、農業経営基盤強
	化促進法第18条第3項の要件を満たしているとのことです。お諮りいたします。議案第1号農用
	地利用集積計画の意見決定については、全件承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長(会長)	全員賛成であります。よって本案件は全件承認することに決定し、その旨を市長に通知いたしま
	す。

議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について 議長 (会長) 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたしま す。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請の所有権移転が19件提出されておりま す。なお、国分の1は、2月26日付けで取下げられましたので18件となり、所有権移転の内訳 は、売買12件、交換3件、贈与3件となっておりますので、この処分について審議を求めます。 それでは調査委員の意見・報告を求めます。国分の2から4を2番委員。 2番です。申請地は木原公民館の北に位置し、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の 2 番委員 使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常 時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められ る。申請地の権利取得後の耕作予定面積は73,828㎡で下限面積要件を満たしている。調査の 結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。

3番。申請地は川原公民館の南西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益 権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事す ると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認め られる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,405㎡で下限面積要件を満たしている。調査 の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。

4番。申請地は国分高校の南に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は 設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると 認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められ る。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,469㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結 果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

議長(会長) 次に、国分の5と6を15番委員。

15番委員

5番を報告いたします。申請地は福山高校の南に位置し、現況は田である。申請地には所有権以 外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業 に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事 業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,707㎡で下限面積要件を満た している。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思わ

6番を報告いたします。申請地は羽山神社の北と立元公民館の北に位置し、現況は田と畑である。 申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うも ので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,177㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

議長 (会長)

次に、国分の7から9までを16番委員。

16番委員

7番でございます。申請地は台明寺公民館の東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は9,537㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。

続きまして8番でございます。申請地は春山公民館の東に位置し、現況は畑である。申請地には 所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要 な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は 養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は16,006㎡で下限面積 要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可 相当と思われる。

続きまして9番でございます。申請地は春山公民館の北西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は9,570㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上でございます。

議長 (会長)

次に横川の10から13を17番委員。

17番委員

10番から12番は譲受人が同一ですので、まとめて報告いたします。10番と11番の申請地は北園集落センターの南西に位置し現況は畑、12番の申請地は北園集落センターの南東に位置し、現況は畑である。10番の申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていないが、11番と12番には、譲受人が令和5年12月まで使用収益権を設定している。なお、今回の申請にあたって、解約通知が提出されております。受人の※※さんは4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,411㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。

13番。申請地は木浦公民館の南東に位置し、現況は畑である。申請地には譲受人が令和2年3月までの使用収益権を設定している。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は33,001㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

議長 (会長)

次に、霧島の14と15を10番委員。

10番委員

14番。申請地は霧島小学校の東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事す

ると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められ る。申請地の権利取得後の耕作予定面積は9,396㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結 果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 次に15番。申請地は霧島小学校の東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用 収益権は設定されていない。受人の※※さんは4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従 事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認めら れる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は、4,271㎡で下限面積要件を満たしている。調査 の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。 議長(会長) 次に、隼人の16を7番委員。 7番委員 16番を報告します。申請地は木房公民館の南に位置し、現況は田である。申請地には所有権以 外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業 に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事 業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,725㎡で下限面積要件を満た している。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思わ れる。以上です。 議長(会長) 次に、福山の17から19を19番委員に代わり5番委員。 5番委員 17番から19番を代読いたします。まず17番を報告します。申請地は福山高校グランドの北 に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※ さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。 取得後において農 地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕 作予定面積は9,644㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各 号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。 次に18番です。申請地は比曽木野地区コミュニティセンターの南西に位置し、現況は畑である。 申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは4名で農作業を行うも ので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し て耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は37,775㎡ で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われる

ため、許可相当と思われます。

19番を報告します。申請地は内場集落センターの東に位置し、現況は畑である。申請地には所 有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な 農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養 畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は8,570 mで下限面積要件 を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当 と思われます。終わります。

議長 (会長) 調査員からの意見報告が終わりました。ただ今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕 議長 (会長) ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第2号農地法第3 条の規定による許可申請の処分決定については、全件許可することに賛成の方の挙手を求めます。 〔全員挙手〕 議長(会長) 全員賛成であります。よって、本案件は全件許可することに決定いたしました。

△ 議案第3号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

議長(会長) 次に、議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題といたし

	ます。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の農振除外5件、用途区分変更3件の合計8件
	について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。それでは、ま
	ず農振除外の5件について、調査委員の意見報告を求めます。牧園の1と2を1番委員。
1番委員	1番を報告いたします。申出地は、中津川地区公民館の西に位置しており、現況は畑である。除
	外目的は山林にするものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は2種農地のその他の農
	地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る
	5つの要件を満たしているため、除外はやむをえないと思われる。
	続きまして2番です。申出地は、中野公民館の北西に位置しており、現況は畑である。除外目的
	は太陽光発電施設を建設するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は2種農地のそ
	の他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除
	外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむをえないと思われる。以上です。
議長(会長)	次に、隼人の3から5を3番委員。
3番委員	3番。申出地は、隼人総合支所の西に位置しており、現況は田である。除外目的は建売住宅4棟
	を建築するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は1種農地の集落接続施設に該当
	すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要
	件を満たしているため、除外はやむをえないと思われる。
	4番。申出地は、宇都山公民館の北東に位置しており、現況は田である。除外目的は駐車場を建
	設するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は1種農地の既存施設の拡張に該当す
	ると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件
	を満たしているため、除外はやむをえないと思われる。
	5番。申出地は、隼人総合支所の西に位置しており、現況は田である。除外目的は建売住宅3棟
	を建築するものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は3種農地の300m以内農地に
	該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つ
	の要件を満たしているため、除外はやむをえないと思われる。以上です。
議長 (会長)	次に、用途区分変更の3件について、調査委員の意見報告を求めます。横川の1を17番委員。
17番委員	1番。申出地は、北園集落センターの西に位置しており、現況は畑である。用途区分変更の目的
	は牛舎・ロール置場にするものである。申出地は、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす
	影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。
議長 (会長)	次に、牧園の2を4番委員。
4番委員	2番を報告いたします。申出地は、大茶樹公園の北に位置しており、現況は畑と農業用倉庫であ
	る。用途区分変更の目的は農業用倉庫を建設するものであり、既に建築済みではあるが、倉庫を規
	模拡大したいとのことである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申出地は、用途
	区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得な
	いものと思われる。以上です。
議長 (会長)	次に、福山の3を15番委員。
15番委員	3番を報告します。申出地は、堀之頭公民館の北に位置しており、現況は飼料置場である。平成
	29年5月頃、飼料置場にしてしまったとの始末書が添付されている。用途区分変更の目的は飼料
	置場にするものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申出地は、用途区分変
	更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないもの
	と思われる。以上です。
議長 (会長)	調査員からの意見報告が終わりました。ただいまの報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
2番委員	はい。

議長 (会長)	はい、2番委員。
2番委員	以前から思っていたんですが、畜舎に関しては始末書が多いと思います。過去に、畜舎等につい
	ては、ちゃんと許可をとって作るようにと要請をしたことがあったと思います。自分の土地に作る
	からとの思いもあるでしょうが、とるべき許可はちゃんと取って、畜舎を作っていただきたい。畜
	舎によって壁があるものないものなど制限があると思いますが、農政課の畜産係にも要請して、ち
	ゃんと許可をとるようお願いしていただければと思います。
議長 (会長)	はい。事務局、畜産係への要請をよろしくお願いします。よろしいでしょうか。
事務局	はい。
議長 (会長)	ほかにございませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議長 (会長)	はい、それではご意見等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第3
	号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の農振除外5件、用途区分変更3
	件の計8件については、「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員举手〕
議長 (会長)	はい、全員賛成であります。よって、本案件は全件「承認」という意見を市長に答申することに
	決定いたしました。

△ 議案第4号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長 (会長)	次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたし
	ます。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が2件提出されましたので、この処分
	について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。牧園の1を11番委員。
11番委員	1番を報告いたします。申請地は坂下公民館の東に位置し、現況は山林である。なお、平成31
	年2月頃、植林をしてしまったという始末書が添付されています。くぬぎ975本、杉が500本
	植林してありました。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林
	ですが、すでに山林になっております。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置を
	とるため支障はないものと思われます。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転
	用はやむをえないと思われる。以上報告いたします。
議長 (会長)	次に、隼人の2を7番委員。
7番委員	2番を報告いたします。申請地は宇都山公民館の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区
	分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も
	妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置を
	とるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用は
	やむをえないと思われる。以上です。
議長 (会長)	調査員からの意見報告が終わりました。ただ今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長 (会長)	はい、それではご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第
	4号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」については、全件許可することに賛成の方
	の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長(会長)	はい、全員賛成であります。よって、本案件は全件許可することに決定いたしました。つきまし
	ては、3月5日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業
	会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。
	

△ 議案第5号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

_ △ 磁条弗 3	方 「展地伝弟 5 条の規定による計判申請の処分状た」について
議長 (会長)	次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたし
	ます。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が20件提出されましたので、この処
	分について審議を求めます。なお、国分の1は、本日付けで取下げられましたので19件となりま
	す。それでは、調査委員の意見報告を求めます。溝辺の2と横川の3を3番委員。
3番委員	2番。申請地は溝辺小学校の北に位置し、現況は畑である。農地区分は1種農地の集落接続施設
	に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現
	は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はない
	ものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思
	われる。
	3番。申請地は正牟田活性化センターの東に位置し、現況は畑である。農地区分は農用地区域内
	農地の農用地利用計画指定用途に該当するものと思われる。転用目的はロール置場を建設するもの
	であり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記
	載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしてい
	ることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長 (会長)	次に隼人の4を5番委員。
5番委員	4番を報告します。申請地は霧島市水道部の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は1
	種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も
	妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置を
	とるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用
	はやむをえないと思われる。以上です。
議長 (会長)	次に国分の5と6を2番委員。
議長(会長) 2番委員	次に国分の5と6を2番委員。 5番。申請地は国分青葉小学校の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のそ
	5番。申請地は国分青葉小学校の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のそ
	5番。申請地は国分青葉小学校の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当である
	5番。申請地は国分青葉小学校の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支
	5番。申請地は国分青葉小学校の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえ
	5番。申請地は国分青葉小学校の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。
	5番。申請地は国分青葉小学校の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。 6番。申請地は川原公民館の南西に位置し、現況は宅地である。なお、平成元年9月頃造成して
	5番。申請地は国分青葉小学校の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。 6番。申請地は川原公民館の南西に位置し、現況は宅地である。なお、平成元年9月頃造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思わ
	5番。申請地は国分青葉小学校の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。 6番。申請地は川原公民館の南西に位置し、現況は宅地である。なお、平成元年9月頃造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は宅地拡張をするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣
	5番。申請地は国分青葉小学校の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。 6番。申請地は川原公民館の南西に位置し、現況は宅地である。なお、平成元年9月頃造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は宅地拡張をするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地の宅地691㎡を一体利用するもので、全体計画面積は701㎡である。隣接地については、
	5番。申請地は国分青葉小学校の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。 6番。申請地は川原公民館の南西に位置し、現況は宅地である。なお、平成元年9月頃造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は宅地拡張をするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地の宅地691㎡を一体利用するもので、全体計画面積は701㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一
2番委員	5番。申請地は国分青葉小学校の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。 6番。申請地は川原公民館の南西に位置し、現況は宅地である。なお、平成元年9月頃造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は宅地拡張をするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地の宅地691㎡を一体利用するもので、全体計画面積は701㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上。
2番委員 議長 (会長)	5番。申請地は国分青葉小学校の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。 6番。申請地は川原公民館の南西に位置し、現況は宅地である。なお、平成元年9月頃造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は宅地拡張をするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地の宅地691㎡を一体利用するもので、全体計画面積は701㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上。次に国分の7と8を18番委員。
2番委員 議長 (会長)	5番。申請地は国分青葉小学校の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。 6番。申請地は川原公民館の南西に位置し、現況は宅地である。なお、平成元年9月頃造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は宅地拡張をするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地の宅地691㎡を一体利用するもので、全体計画面積は701㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上。次に国分の7と8を18番委員。
2番委員 議長 (会長)	5番。申請地は国分青葉小学校の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。 6番。申請地は川原公民館の南西に位置し、現況は宅地である。なお、平成元年9月頃造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は宅地拡張をするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地の宅地691㎡を一体利用するもので、全体計画面積は701㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上。次に国分の7と8を18番委員。 7番と8番を9番委員の代理で報告します。7番。申請地は松木・野口コミュニティ広場の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思わ
2番委員 議長 (会長)	5番。申請地は国分青葉小学校の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。 6番。申請地は川原公民館の南西に位置し、現況は宅地である。なお、平成元年9月頃造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は宅地拡張をするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地の宅地691㎡を一体利用するもので、全体計画面積は701㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上。次に国分の7と8を18番委員。 7番と8番を9番委員の代理で報告します。7番。申請地は松木・野口コミュニティ広場の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。
2番委員 議長 (会長)	5番。申請地は国分青葉小学校の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。 6番。申請地は川原公民館の南西に位置し、現況は宅地である。なお、平成元年9月頃造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は宅地拡張をするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地の宅地691㎡を一体利用するもので、全体計画面積は701㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上。次に国分の7と8を18番委員。 7番と8番を9番委員の代理で報告します。7番。申請地は松木・野口コミュニティ広場の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。ま

も妥当であるため実現は確実と思われます。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措

	Bナルフセルナ陸はわいものし用われませ せた 転用のこの他 - 伽甘海も満れしていファルかと
	置をとるため支障はないものと思われます。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、
=** E / A E \	転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長 (会長)	次に国分の9から11を16番委員。
16番委員	9番でございます。申請地は国分中学校の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種
	農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、
	計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してあ
	る措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることか
	ら、転用はやむをえないと思われる。
	続きまして10番でございます。申請地は向花小学校の南西に位置し、現況は畑である。農地区
	分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するもの
	であり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記せいてはる。世界はようななどであるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記せいてはる。
	載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしてい
	ることから、転用はやむをえないと思われる。
	11番。申請地は新町生活改善センターの南東に位置し、現況は田である。農地区分は3種農地
	の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲3区画を建設するものであ
	り、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載し
	てある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしているこ
	とから、転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長 (会長)	次に溝辺の12を1番委員。
1番委員	12番を報告します。申請地は論地地区公民館の北東に位置し、現況は茶畑である。農地区分は
	3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計
	画性も妥当であるため実現は確実と思われる。 隣接地については、被害防除計画書に記載してある
	措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、
	転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長 (会長)	同じく溝辺の13を14番委員。
14番委員	13番を報告いたします。申請地は崎森地区公民館の北東に位置し、現況は不耕作地である。農
	地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は事務所・倉庫・駐
	車場を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害
	防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基
	準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長 (会長)	次に隼人の14から16を5番委員。
5番委員	14番を報告します。申請地は里中下公民館の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分
	は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥
	当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をと
	るため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用は
	やむをえないと思われます。
	15番を報告します。申請地は真孝公園の南に位置し、現況は田である。農地区分は3種農地の
	都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性
	も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置
	をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転
	用はやむをえないと思われます。

16番を報告します。申請地はクローバー保育園の北に位置し、現況は造成地である。なお、年

	月日不詳で一部造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は2種農地の市街地 近接農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設と駐車場を建設するものであり、計画
	性も妥当であり実現は確実と思われる。また、隣接地の雑種地98㎡を一体利用するもので、その
	同意は得られている。全体計画面積は961㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載
	│ │ してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしている
	ことから、転用はやむをえないと思われます。終わります。
議長(会長)	次に隼人の17を7番委員。
7番委員	17番を報告します。申請地は宮内小学校の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農
	地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性
	も妥当であるため実現は確実と思われる。また、面積超過理由書も添付され、その内容も妥当と思
	われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思わ
	れる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以
	上です。
議長 (会長)	次に隼人の18と19を8番委員。
8番委員	18番について報告いたします。申請地は隼人温水プールの南東に位置し、現況は畑である。農
	地区分は2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するもので
	あり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載
	してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしている
	ことから、転用はやむをえないと思われる。
	続きまして、19番について報告いたします。申請地は日当山小学校の北東に位置し、現況は畑
	である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分
	譲1区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地について
	は、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその
	他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。
議長 (会長)	次に福山の20を19番委員に代わり5番委員。
5番委員	20番を代読いたします。申請地は牧之原小学校の東に位置し、現況は畑である。農地区分は第
	2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は農家住宅を建築するものであり、計画
	性も妥当であるため、実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある
	措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、
-24 E (A E)	転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長(会長)	はい、ただ今調査委員からの意見報告が終わりました。ただいまの報告についてご意見・ご質疑
1 E T D	はありませんか。
1番委員	はい。
議長 (会長)	1番委員 (本語ないなります)
1番委員	休憩をお願いいたします。
議長(会長)	はい、ここで暫時休憩といたします。
議長 (会長)	はい、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。ほかに皆様からご意見等ないでしょうか。
送臣 (ヘビ)	[「なし」と呼ぶ者あり]
議長 (会長)	ご意見等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第5号農地法第5条
	の規定による許可申請の処分決定について、全件許可することに賛成の方の挙手を求めます。
** E / / E \	〔全員賛成〕
議長 (会長)	 全員賛成であります。よって、本案件は全件許可することに決定いたしました。つきましては、

	3月5日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の
	決議に該当する案件について意見聴取いたします。以上で、令和2年第2回定例総会に付議されま
	した議案の審議は全て終了いたしました。次に「その他」はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長 (会長)	はい、それではないようですので、以上で第2回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。
	本日はこれにて散会いたします。お疲れ様でした。
事務局長	姿勢を正して下さい。一同、礼。

閉会 14時40分

1	0番
1	1番
1	9番